（ 建 設 用 ）

宇治田原町指名競争入札説明書(電子入札)

この宇治田原町指名競争入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条、宇治田原町財務規則（平成 8 年規則第 10 号）その他の法令に基づいて宇治田原町が行う下記調達の指名競争入札（以下「入札」という。）について適用する。

１　調達案件名称
　８排－３号　４の３５号線排水路改良工事

２　入札に付する事項
　指名通知書に示すとおり

３　工事期間
令和８年１０月１３日から令和９年１月２９日まで

４　予定価格　　事後公表

５　最低制限価格　設定あり
（令和５年４月より町独自モデル式を見直しています。）

６　入札に参加する者に必要な資格
（１）政令第 167 条の４第 1 項の規定に該当していないこと。
（２）宇治田原町指名競争入札参加者指名停止に関する要綱（平成 25 年要綱第 19 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。
（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がなされていない者でないこと。
（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
（５）前各号に掲げるもののほか、宇治田原町の入札参加の制限を受けていない者であること。

７　契約担当課（問い合わせ先）
　〒610-0289
　京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18 番地の１
　宇治田原町建設課
　TEL(0774)88-6637　FAX(0774)88-3231
　MAIL kensetsu@town.ujitawara.lg.jp

８　入札並びに開札の日時及び場所
　日時：入札通知書のとおり
　場所：宇治田原町役場

９　設計図書の閲覧
設計図書の閲覧については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードできる。 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、入札指名通知日以降（午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。））に、契約担当へ問い合わせの上、入手すること。

10　設計図書等に関する質問・回答
（１）設計図書、仕様書等に関する質問がある場合は、別添様式に記入し、提出期限（令和 8 年 9 月 25 日正午）までにファクシミリ又はメールにて契約担当へ提出すること。
（２）質問に対する回答がある場合は、回答期限（令和 8 年 9 月 28 日午後 5 時）までに入札情報公開システムに随時掲載する。

11　入札手続等

（１）入札の方法

入札は、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の容量が総量で２メガバイトを超える場合は、契約担当に郵送（入札期間までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を 利用するものに限る。）をするとともに、入札書には、工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，０００円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（３）工事費内訳書

１）入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。なお、再度入札を行う場合には、工事費内訳書の提出を要しない。

２）入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

３）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。（値引きマイナス表示による一致は無効となります。）

４）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

１）入札参加資格のない者の行った入札

２）同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札

３）他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

４）代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した者の行った入札

５）その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札

６）入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

７）入札通知後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

８）金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

９）氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

10）開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札

11）他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札

12）入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

13）開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札

14）技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札

（５）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限までは、入札を辞退することができる。なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、町の指名停止措置を行うことがある。

（６）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（７）再度入札に関する事項

１）開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、４）により、再度入札に参加できる者がないときは、再度入札を行わない。

２）再度入札を行う場合は、４）に該当する者を除く入札参加者に対し、電子入札システムにより次の事項を通知する。

①再度入札を行う旨

②再度入札の入札書提出期限

③再度入札の開札日時

３）再度入札は１回限りとする。

４）次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

①当初入札において不着又は辞退となった者

②当初入札において無効又は失格の入札をした者

５）再度入札の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本町は一切の責めを負わない。

12　入札保証金

免除する。

13　落札者の決定方法

（１）宇治田原町財務規則（平成 8 年規則第 10 号）第 112 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

（２）落札者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決めるくじを実施し落札者を決定する。

14　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を徴収する。

15　契約保証金

落札者は、契約金額が 500 万円以上の工事については、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

16　契約書の作成

落札者は、落札決定を受けてから７日以内に契約書を作成すること。ただし、７日後が閉庁日の場合は、７日後以降で直近の開庁日とする。

電子契約を希望する場合は、落札決定を受けてから、宇治田原町電子契約実施規程(令和６年規程第３号)別記様式「電子契約利用申出書」を契約担当者に提出すること。

17　支払条件

（１）前払金及び中間前払金

宇治田原町公共工事の前金払に関する規則による。

（２）部分払金

１回部分払いをする。

18　その他

（１）入札参加者は、本説明書、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。

（２）電子入札者にあっては、宇治田原町ホームページに掲載されている「宇治田原町建設工事等電子入札運用基準」を遵守すること。

（３）無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すことがある。

（４）開札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

（５）再度入札において、入札締切通知書により通知する入札最低金額未満の価格で入札をすることができない場合は、入札を辞退すること。

なお、再度入札に参加した者が入札最低金額以上の価格で入札をした場合、失格とする。

（６）工事請負契約書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならない。ただし、契約書第 10 条第３項に定める規定及び「建設工事と技術者の配置について」による場合は、この限りでない。

（７）開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。

（８）本入札では、積算内容等を変更する必要が生じた場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。